

インクル基金運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インクル基金の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の趣旨)

第2条 インクル基金は、インクル相談室において、生活、仕事、住まい、経済的困窮、家族、心身などにさまざまな課題を抱え、孤立や社会的排除など困難な状況にある人たちに対して、包括的かつ継続的な支援を行う上で必要であり、かつ、他から資金の充当を見込めない費用に活用するための基金として設置する。

(基金の運営主体)

第3条 インクル基金は、一般社団法人インクルージョンネットよこはまが運営する。

(基金の積立)

第4条 インクル基金は、個人、団体からの任意の寄付金をもって積み立てる。

(基金の使途)

第5条 インクル基金は、経済的な困窮や住まいの喪失により、当面の生活資金や宿泊資金、交通費などが賄えない人に対して、貸し付けることができる。

2. インクル基金は、困難な状況にある人に対して、相談員が相談を行うために必要不可欠であるが、委託費などの充当が難しい、飲食代等相談経費に充当することができる。

3. その他、困難な状況にある人への支援のためにインクル基金の貸付や支出が必要だと思われる場合は、一般社団法人インクルージョンネットよこはまの理事会の議決を経て実施する。

(報告)

第6条 基金の決算については、一般社団法人インクルージョンネットよこはまの社員総会で報告するとともに、社員に対しては収支や貸付状況を随時報告する。

附 則

この要綱は、2014年6月22日から施行する。